



40歳以上の香南市民が、決められた介護保険施設等でボランティア活動をする「ボランティアポイント」がもえます。
 それが貯まったら、ポイント数によって、香南市ギフトカタログの商品と交換できる仕組みです。

ボランティアポイントについて

ボランティア活動をすると、1時間につきスタンプ1個が押印されます。スタンプ1個につき、40歳から64歳の場合は50ポイント、65歳以上の場合は100ポイントが与えられます。
 1ポイントあたり1円として利用でき、香南市ギフトカタログで商品と交換することができます。所有するポイント以上の商品を購入する場合もポイント分を差し引いた金額を支払えば商品を購入することができます。

ボランティア活動できる施設

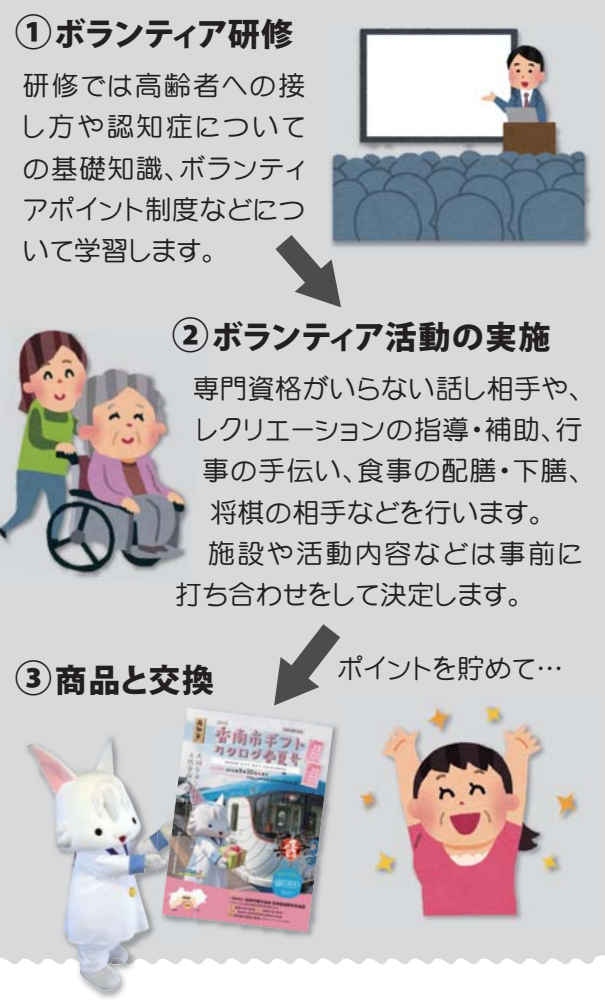
- ボランティア活動ができる施設は、あらかじめこの制度を利用するため登録された施設での活動のみポイントが付与されます。
 個人で行ったボランティアについては、ポイントを得ることはできません。
- 【登録されている施設】※3月10日現在
- 市内の特別養護老人ホーム
 - 市内の老人保健施設
 - 市内のグループホーム
 - お達者教室
 - 地域活動支援センターあけぼの



今月から始まります！ 香南市 **ボランティア ポイント制度**

どんな仕組み？

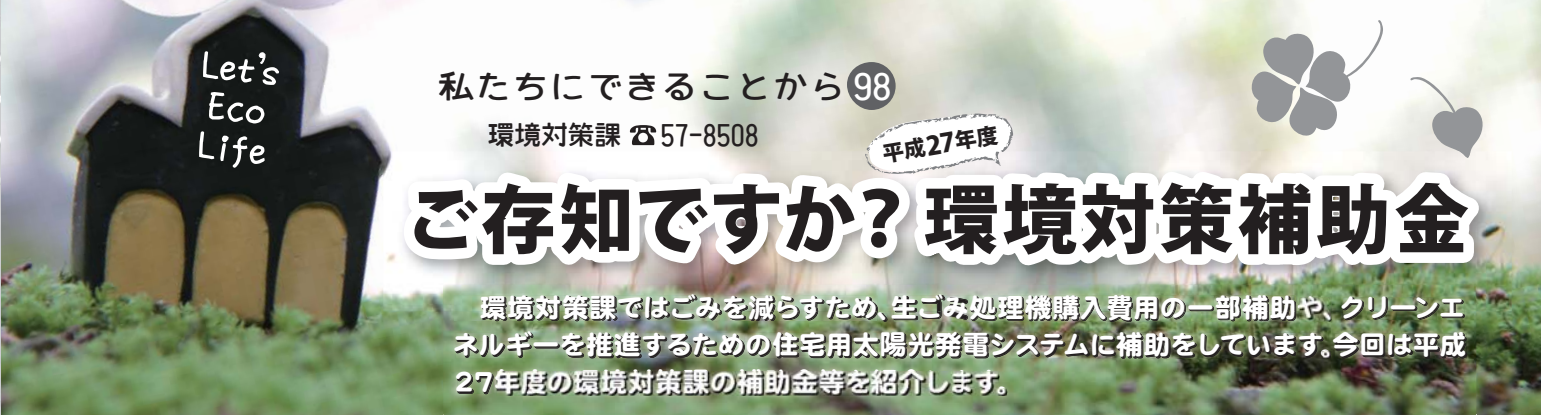
ポイント制度の流れ



研修会を開催します

ボランティアポイント制度を利用するためには、研修を受講する必要があります。
 制度に参加するための第一歩。皆さん受講しましょう。

- ▼開催日時／4月19日(日) 10時00分～12時00分
- ▼対象／40歳以上の香南市民
- ▼参加費／無料
- ▼締切り／4月15日(水)
- ▼申込み・問い合わせ
 香南市ボランティアセンター
 香南市吉川町吉原95
 ☎57-73000
 FAX 57-73005
- ▼高齢者介護課
 ☎57-8511
 ※締切りまでに、氏名・住所・電話番号・年齢をご連絡ください



私たちにできることから98
 環境対策課 ☎57-8508
 平成27年度
ご存知ですか？環境対策補助金

環境対策課ではごみを減らすため、生ごみ処理機購入費用の一部補助や、クリーンエネルギーを推進するための住宅用太陽光発電システムに補助をしています。今回は平成27年度の環境対策課の補助金等をご紹介します。

- ① **生ごみ処理バケツを販売しています！**
 生ごみにボカシをふりかけ、たい肥を作ります

 ◆価格／**2,200円**(2個セット)
 容量…19リットル
 寸法…幅28cm×奥行28cm×高さ41cm
 ◆販売場所／環境対策課・各支所
 ◆購入方法／販売場所窓口で申請書へ必要事項を記入
 ◆購入個数／1世帯1セットのみ
- ② **生ごみ処理機購入費用の一部を補助します！**
 生ごみの水分を蒸発させて乾燥し、減量化させます

 ◆補助金額／購入価格の2分の1以内で限度額は**3万円**(補助金の交付は1世帯につき1台限り)
 ◆補助対象となる生ごみ処理機／市内の販売店で購入したもの
- ③ **ごみ集積所の集積ボックス費用の一部を補助します！**

 ◆補助金額／設置整備経費の2分の1以内で限度額は**10万円**
 ◆要件／事前に設置場所、構造等について環境対策課と協議が必要
 ●新設…交通の妨げにならない場所・散乱の防止などの工夫をした集積ボックスなど
 ●修繕…全塗装や金網・床板・ドア等の取り替えなど
 ◆交付対象／営利を目的としない団体
- ④ **古紙等を集団回収する営利を目的としない住民団体に奨励金を交付しています！**
 市内では、地域の婦人会や保育所・幼稚園・小学校・中学校PTAなどが古紙などの集団回収を行っています。取り組みにご協力をお願いします。
 ◆奨励金交付金額／**1kg当たり4円**を乗じた額
 ◆交付対象品目／新聞紙、書籍雑誌類、飲料用紙パックおよび段ボールで資源として再利用できる紙類、布
 ◆交付対象となる団体／営利を目的としない住民団体
 ◆要件／事前に環境対策課に登録申請が必要です
- ⑤ **住宅用太陽光発電システム設置費補助金**

 ◆補助金額／**6万円**(定額)
 ※27年度の予算は480万円で先着順。予算に達した時点で終了
 ◆要件／自らが居住する市内の住宅(併用住宅含む)に10キロワット未満のシステムを設置する個人で、市税を滞納していない人
 ◆申請方法／申請書と申請に必要な書類を添付して環境対策課へ提出
 ※申請書は市ホームページからダウンロードするか、環境対策課へ
 ◆注意事項／申請は、太陽光発電システム設置工事前に行ってください。工事着手後の申請では補助金が交付できませんのでご注意ください。

ごみ集積所を管理している皆さんへ

分別されずに出されたごみを片付けるのに必要な「ごみ袋」や、粗大ごみの持ち込みに必要な「証明書」の発行は、本庁または各支所に申し出てください。

墓地の許可について

～お墓をつくるには許可が必要です～



- お墓をつくるには、ご遺体の火葬等の許可とは別に「墓地の経営許可」が必要です。
- 墓をつくることのできるのは、原則として市町村、公益法人や宗教法人等とされていますが、個人がお墓をつくることは例外的で厳しい条件があります。くれぐれも無許可で勝手につくらないようにしてください。
- 香南市内にお墓をつくる場合は、事前に必ず環境対策課にご相談ください。

墓地(お墓を建てる場所)をつくるには、個人墓地でも許可が必要です！

